

議案第48号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年6月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「条例第58条」の次に「。以下「手数料条例」という。」を加える。

第73条の2中「さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58号。以下「手数料条例」という。）」を「手数料条例」に改める。

附則第19条第1項中「第2項第1号」を「次項第1号」に改める。

附則に次の2条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含

む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2条を加える改正規定(附則第23条に係る部分に限る。)は、平成24年1月1日から施行する。

議案第 4 9 号

さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正について

さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 6 月 2 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例（平成14年条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「達した日の属する月の末日」を「達する日以後の最初の3月31日」に改める。

第5条第3項を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行し、この条例（第5条第3項を削る改正規定を除く。）による改正後のさぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、平成23年4月1日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に受けた医療に係る第5条第1項ただし書の申請の期限については、なお従前の例による。

議案第50号

さぬき市母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について

さぬき市母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年6月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市母子家庭等医療費支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第113号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例

本則中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に、「母子等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第2条第1項第1号中「次号において同じ。」を削り、同項第2号中「配偶者のない女子」を「前号及び第4号に掲げる者」に改め、同項第4号中「が現に扶養している児童」を「で現に児童を扶養しているもの」に改め、同項第5号中「姉が現に児童である弟妹を扶養している場合の姉等」を「者が現に児童を扶養している場合」に改め、「第1号」の次に「及び前号」を加える。

第6条第2項を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のさぬき市母子家庭等医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 6 月 2 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「前条第1項」を「前条」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に受けた医療に係る第6条の申請の期限については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

さぬき市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部改正について

さぬき市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 6 月 2 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市農業委員会委員の定数等に関する条例（平成14年さぬき市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の設置、」を「及び」に改め、「及び部会を構成する委員の定数」を削る。

第4条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

さぬき市都市公園条例の一部改正について

さぬき市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年6月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市都市公園条例の一部を改正する条例

さぬき市都市公園条例（平成14年さぬき市条例第183号）の一部を次のように改正する。

別表津田総合公園の項の次に次のように加える。

下所運動広場	さぬき市造田是弘262番地1	さぬき市運動公園条例第2条の下所運動広場をいう。
--------	----------------	--------------------------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のさぬき市都市公園条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

## 議案第54号

### 工事請負契約の締結について（平成23～24年度大川第一・天王統合 中学校建設工事）

平成23～24年度大川第一・天王統合中学校建設工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年6月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 平成23～24年度大川第一・天王統合中学校建設工事                    |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                       |
| 3 契約の金額  | 一金1,176,000,000円<br>うち消費税及び地方消費税額56,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市サンポート2番1号<br>大成建設株式会社四国支店<br>支店長 金井隆夫  |

議案第 5 5 号

工事請負契約の締結について（平成 2 3 ～ 2 4 年度大川第一・天王統合  
中学校機械設備工事）

平成 2 3 ～ 2 4 年度大川第一・天王統合中学校機械設備工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 4 年さぬき市条例第 4 9 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

平成 2 3 年 6 月 2 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 平成 2 3 ～ 2 4 年度大川第一・天王統合中学校機械設備工事                               |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 | 契約の金額  | 一金 2 0 5 , 8 0 0 , 0 0 0 円<br>うち消費税及び地方消費税額 9 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市香西東町 6 4 5 番地 1<br>後藤設備工業株式会社<br>代表取締役 阿 部 干 城            |

## 議案第56号

### 工事請負契約の締結について（平成23～24年度大川第一・天王統合 中学校電気設備工事）

平成23～24年度大川第一・天王統合中学校電気設備工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

平成23年6月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 平成23～24年度大川第一・天王統合中学校電気設備工事                 |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                      |
| 3 契約の金額  | 一金166,950,000円<br>うち消費税及び地方消費税額7,950,000円   |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市寺井町239番地3<br>讃州電気工事株式会社<br>代表取締役 佐藤隆男 |